

15. 障害福祉サービス事業所すみだ晴山苑

I 運営方針

II 運営計画

1. 利用計画

2. 職員配置

3. 基盤整備

4. 年間行事計画

5. 年間研修計画

6. コンプライアンスプログラムの策定

令和3年度 社会福祉法人晴山会 すみだ晴山苑

指定障害福祉サービス事業計画

I 運営方針

当苑は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス事業所として、誰もが住み慣れた地域での生活を実現するために、利用者ニーズのきめ細かな対応と質の高いサービスを提供できるよう取り組んでいきます。

開設4年目を迎えて、医療的ケアを伴う重症心身障害児（者）のご家族が持つ障害福祉サービスへの特徴的なニーズを、環境特性を含めて把握できた段階にあります。新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令は、障害福祉サービスの必要性とそこに携わる「人」の重要性を改めて確認できる出来事でした。そのような中、当苑はご利用者様への「安心と快適さ」の提供を基本に、一人ひとりのニーズに応えられるよう、重症心身障害児（者）・医療的ケア児に対する専門的支援について他職種連携による構築を継続してまいります。

生活介護事業は地域関係機関との連携・情報共有を積極的に図ることで、個別の支援プログラム・ケアを充実させ、安心・安全な支援の継続を目指します。在宅生活の要となる家族支援の必要性は高く、職員の支援技術の向上と、併せてメンタルヘルス対策は極めて重要な取り組みと位置づけます。

また、放課後等デイサービス事業では、初年度より満足度調査において良好な結果が出ており、その維持・向上に努めます。そのためにも専門職間の連携を深め、発達段階に合わせた療育を行い、利用者個々のADLの向上を目指します。増加する医療的ケア児の継続的な受入れを行います。

II 運営計画

1 利用計画（定員）

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 指定生活介護事業 | 13名 |
| （東京都重症心身障害児（者）通所事業 | うち5名） |
| 重症心身障害者・重度肢体不自由者 | |
| (2) 放課後等デイサービス事業 | 5名 |
| 重症心身障害児・重症心身障害児以外の医療的ケア児 | |
| 及び肢体不自由児 | |

2 職員配置

施設管理者 1名

サービス管理責任者 1名

児童発達支援管理責任者 1名

(1) 指定生活介護事業 13名

(生活支援員2・機能訓練指導員1・医師2・看護師2)

東京都重症心身障害児(者)通所事業 8名

(生活支援員2・機能訓練指導員2・医師2・看護師2)

(2) 放課後等デイサービス事業 10名

(児童発達支援管理責任者1・保育士2・児童指導員1

生活支援員1・看護師2・機能訓練指導員2・医師1)

3 基盤整備

(1) 支援体制の整備と職員教育

専門性の高い支援・ケアが必要なご利用者様に、良質なサービスを提供するにあたり、職員の支援の質向上を目的とした研修を継続的に行う。必要な支援を安全に実施するために、支援体制の構築を進めていく。

(2) 権利擁護・虐待防止研修

障害者虐待防止セルフチェックリストの定期的実施(年2回)により、利用者の権利擁護・虐待防止を早期に発見し対応していく。

(3) 地域関係機関との連携

地域的に相談支援事業所・訪問看護事業所などの関係機関と連携が希薄である。当苑からの積極的な連携を意識し進めることで、利用者支援・ケアの充実を図る。

(4) 法人内事業所との更なる連携

人事交流・人材育成を目的に、飛鳥晴山苑との連携を徐々に進めていけるよう計画する。職員の力量向上を、支援の質やリスク管理能力の向上から、人材確保へ繋がるよう、中長期的な視点での取り組みを模索する。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

徹底した感染拡大防止策を継続していく。定期・臨時的な会議等を通じて、ご家族・関係機関・職員へ速やかに情報共有と対応策の周知を図る。

4 年間行事計画

利用者の希望を重視し、地域生活と自立促進を念頭に置いた行事計画を実施します。

4月	新入苑者歓迎会	家族懇話会
5月	バスドライブ	防災訓練
6月	スポーツ大会	
7月	七夕の会	
8月	流しそうめん	家族懇話会
9月	外出活動	防災訓練
10月	秋まつり	定期健康診断
11月	外出活動	インフルエンザ予防接種
12月	忘年会	もちつき会
1月	成人を祝う会	
	防災訓練	家族懇話会
2月	節分の会	
3月	納めの会	

5 年間研修計画

(1) 施設外研修

東京都保健福祉局「医療的ケア児支援者育成研修」
千葉県知的障害者福祉協会研修
権利擁護研修・虐待防止研修・身体拘束廃止に関する計画
感染症拡大防止対策に関する研修
発達支援に関する研修
摂食・嚥下に関する研修
その他

(2) 施設内研修

職員倫理に関する研修
権利擁護研修・虐待防止研修・身体拘束廃止に関する計画
苦情受付・解決に関する研修
発達障害に関する研修
感染予防に関する研修
医療的ケアに関する研修
コンプライアンスに関する研修
その他

6 コンプライアンスプログラムの策定

法人のコンプライアンス規程を基本に、職員意識の向上を目指したコンプライアンス教育を実施します。内部研修として年間研修計画に位置付け実施します